

マイナンバーカードをキーとする  
デジタルを活用した新しい地域生活  
(交通・健康・経済等)創造プロジェクト(仮称)  
推進に係る情報提供依頼書(RFI)

小野市総合政策部企画政策グループ  
総務部ICT推進課  
令和4年12月

## 1. 目的

国ではデジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を実現して、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとして「デジタル田園都市国家構想」を推進しています。

小野市では「小野市総合ビジョン」に基づきまちづくりを進める中で、ポストコロナ時代のデジタル技術・デジタルサービスを行政運用に積極的に取り入れ、更なる行政の効率化と新たな行政サービスの提供を行うことで、住民満足度を継続的に向上させるため、「おのDXプロジェクト」を推進しています。

さらには、デジタルの力で「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するためのキーとなる「マイナンバーカード」の申請促進を自治体のみならず地域をあげて取り組んだ結果、本年11月にマイナンバーカードの申請率が80%を超えました。

この状況を受け、本市では多くの住民が持っているマイナンバーカード（令和4年10月末において、交付率69.5%、全国市区中第5位）をキーとして、デジタルツール・データ連携基盤等を活用し、交通・健康・経済など様々な分野にわたって新しい地域生活を創造するプロジェクトの推進の検討することとし、その準備段階として広く情報収集を実施します。

この情報提供依頼により、本市が調達を行うことを約束するものではなく、情報提供者に特別の地位・優位性を約束するものでもありません。

なお、本市が想定する利用シーン、事業以外に目的を達するために有効と考えられるソリューション等があれば情報提供をお願いします。

## 2. 本市が現在想定するデジタルを活用した新しい地域生活

### (1) マイナンバーカードの市民カード化

#### (ア) 現在提供しているマイナンバーカード利用シーン（2022年度中の予定を含む）

- ① コンビニ交付（住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書）
- ② ぴったりサービス（引っ越し、子育て・介護26手続き）
- ③ 汎用オンライン申請システム
- ④ 申請書作成支援システム
- ⑤ 地方税電子申告（eLTAX）
- ⑥ 図書館カード

#### (イ) 今後提供したいと考えるマイナンバーカードの利用シーン

- ① 印鑑登録証明書
- ② 選挙投票入場受付
- ③ 避難所受付（国が提供するクラウド型被災者支援システムを想定）
- ④ 高齢者タクシー利用助成

(2) 新しい地域生活創造プロジェクト(仮称)の鍵となる事業(想定)

(ア) デマンドタクシーとマイナンバーカードによる認証を利用した利用助成

(イ) 健康アプリとそこから付与される自治体マイナ(健康)ポイント

(ウ) 自治体マイナポイントの地域利用

- ・(ア)(イ)についてシングルサインオンでログインし、共通IDで紐づけ
  - ・(イ)で付与されたポイントを(ウ)地域で利用し、地域経済の活性化に繋げる
- ※(ア)のデマンドタクシーでポイント利用できればなおよいと考えています。
- ・(ア)から(ウ)のデータをデジタル連携基盤により紐づけ、個別最適で無駄のないサービス・情報の提供の新たな展開につなげる

3. 想定スケジュール

2022年12月 情報提供依頼(RFI)

2023年 2月 デジタル田園都市国家構想交付金交付申請

2023年 5月 以降 各事業プロポーザルを順次実施

4. 情報提供依頼内容

2. (1) (イ) 今後提供したいと考えるマイナンバー利用シーン、2. (2) 新しい地域生活創造プロジェクト(仮称)の鍵となる事業について、次の点に関する資料提供をお願いします。

なお、今回の情報提供依頼にあたっては、本市が想定している利用シーン、事業以外のものについても情報を広く収集しておりますので、マイナンバーカードを活用した新しい地域生活創造するために有効と考えられるソリューション等があれば情報提供をお願いします。

また、2. (2) 新しい地域生活創造プロジェクト(仮称)の推進に対する総合的な支援が可能であれば、情報提供をお願いします。

※2. (2) 新しい地域生活創造プロジェクト(仮称)の鍵となる事業については、他事業者の協力というかたちでも結構ですので、デジタル基盤整備を含めた情報提供をお願いします。

(1) 概要

ソリューション概要に関する資料(様式任意)

(2) 概算費用

経費見積書(様式任意)

- ・初期費用(システム構築、機器等に係る費用等)
- ・運用・保守費用(システム及び機器の運用・保守に係る費用) 年額

※5年間程度利用する想定

(3) 会社概要

既存のもので結構です。

(4) 実績

同一サービスの導入先(様式任意)

## (5) その他

上記以外の有用情報及び提案等(様式任意)

## 5. 情報提供依頼実施方法

### (1) 実施期間

令和4年12月5日から令和4年12月19日

### (2) 質問の方法

・質問期限

令和4年12月9日 12時00分

・質問の提出先

次のURLの質問フォームからお願いします。

<https://bit.ly/3ETKkYE> (小野市オンライン手続きサイト)

・回答方法

回答は、個別にメールで回答します。(件数によるが12月13日中に回答予定)

### (3) 資料提出方法

・提出期限

4. (1) (3)～(5)の資料提供は令和4年12月5日から令和4年12月19日 12時00分

4. (2)の概算費用は令和4年12月23日 12時00分

・提出方法

[kikakuseisaku@city.ono.hyogo.jp](mailto:kikakuseisaku@city.ono.hyogo.jp) へ電子メールにてご提出ください。

資料の容量が8Mを超える場合はファイル転送サービスで送信してください。

## 6. 問い合わせ先

小野市役所 総合政策部 企画政策グループ

電話:0794-63-1000(内線 784) メール:[kikakuseisaku@city.ono.hyogo.jp](mailto:kikakuseisaku@city.ono.hyogo.jp)

## 7. 補足

- ・今回の情報提供依頼の実施に要する一切の費用は、情報提供者の負担とします。
- ・今回提出された資料は返却しません。  
なお、提出された情報は、貴社の著作物であり、貴社に断りなく、当市以外の外部へ提供することはありません。  
ただし、ご提供いただいた内容を実調達時の仕様書に反映する場合があります。
- ・提出された資料等については、後日ヒアリング等を依頼させていただく場合があります。
- ・今回の情報提供依頼の実施によって、本市が調達を行うことを約束すること、情報提供者に特別の地位・優位性を約束するものではありません。また、辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。
- ・提出された資料は、小野市公文書公開条例第9条第1号の規定に該当するものとして非公開とします。